

高山市駐車施設附置条例の一部を改正する条例の概要について

1. 経緯

国は、令和7年3月に近年の電子取引等の増加等による共同住宅への配送の増加に伴う荷さばき車両への対応や、バリアフリーや車両の大型化に関する対応のため、駐車場法施行令及び標準駐車場条例の改正を行った。（令和8年4月1日施行）

今回、駐車場法施行令の改正によって共同住宅が特定用途として位置づけられたことなどに合わせ、荷さばき車両に対する基準強化を図ることや、適切な規模の駐車施設を確保することなどを目的に、国の標準駐車場条例に合わせ市条例を改正する。

2. 改正内容

(1) 荷さばき駐車施設の附置について（第3条の2、第5条の3）

一定規模以上の共同住宅を新築等する場合、規模に応じた数の荷さばき駐車施設を新たに附置させることで、配送業者等の路上駐車を抑制するとともに、車両の大型化に対応するため、新たに荷さばき駐車施設を設置する場合の高さの基準を見直す。

内容	現行	改正後
駐車施設の台数 (共同住宅)	—	床面積が2,000平方メートル以上かつ50戸以上の場合、原則、棟ごとに建築物の規模に応じて算定された台数以上
駐車施設の高さ	3メートル以上	3.2メートル以上

(2) 車椅子利用者用駐車施設の附置について（第5条の3）

バリアフリーへの対応として、一定規模以上の建築物を新築等する場合、駐車施設の規模に応じた車椅子利用者用駐車施設数を確保するとともに、車両の大型化を踏まえ、車椅子利用者用駐車施設の高さを規定することで、車椅子使用者に必要な駐車施設を確保する。

内容	現行	改正後
駐車施設の台数	附置義務駐車施設のうち、少なくとも1台分	附置義務駐車施設のうち、少なくとも駐車施設の規模に応じて算定された台数
駐車施設の高さ	—	2.3メートル以上

(3) 附置義務駐車施設の廃止時の届出について（第8条の2）

市が附置義務駐車施設のストックを適切に把握するため、附置義務駐車施設を廃止した際に10日以内に届出を行うものとする。

3. 施行期日

令和8年4月1日